

(仮称)伊達風力発電事業拡張計画に係る環境影響評価準備書に対する  
環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス(以下「事業者」という。)が北海道伊達市において、総出力最大50,000kW(定格出力2,000kW~3,000kW級風力発電機を最大25基)の風力発電所を増設する事業である。

対象事業実施区域周辺は、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ等の希少猛禽類やヒヨドリ、カワラヒワ、メジロ等の小鳥類の渡り及び生息が確認されている地域である。

本準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱(平成24年6月6日)に基づき作成されたものであるが、平成24年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。)が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業の事業が、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書(以下「評価書」という。)の作成に当たっては、法、電気事業法(昭和39年法律第170号)及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。)に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、道路及びヤードの設置における切土又は盛土の処理について、「廃棄物等」を選定項目とし、適切な環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

また、工事の実施における「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討する

こととされているが、本準備書において、上記の観点が反映されていない箇所が散見される。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

#### 4．騒音及び低周波音について

騒音及び低周波音については、既設の風力発電施設が定格出力で運転されるような強風時に現況調査を実施した上で、当該既設の風力発電施設との複合的な影響について改めて予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

#### 5．動物及び植物について

##### (1) 追加調査の実施について

動物及び植物の調査について、専門家への意見聴取を実施しておらず、調査が不十分であることが考えられるため、評価書の作成に当たっては、調査期間や地点の設定等について、地域の動物及び植物の状況に詳しい専門家や地元の団体等への意見聴取を行い、必要に応じて追加調査を実施すること。

特に、渡りの個体数が最大になると考えられる時期を中心とした、長期間での渡り鳥調査及び夜間に渡りを行う小鳥類を把握するための夜間調査や、冬季に渡来するオジロワシ等の希少猛禽類の追加調査について検討すること。

##### (2) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせる等した上で、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

##### (3) 鳥類への影響について

対象事業実施区域は、ノスリやヒヨドリ等の鳥類の主要な渡りルートとなっており、渡りに際しての「ストップオーバー(風待ち・休息)」地点として利用されているほか、オジロワシ、オオワシ等希少猛禽類の渡りも確認されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、落葉広葉樹林と開けた草地の環境がモザイク状に広く存在しており、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサについては採餌行動が確認されることから、希少猛禽類にとって好適な採餌環境となっていると考えられる。

また、平成20年に別の事業主体が同一の対象事業実施区域について作成・公表した環境影響評価書には、「当初案では30基の建設を計画していたが、環境への配慮から最終的に10基に規模を縮小した」と記載されており、環境への影響が懸念される地域であると考えられる。加えて平成23年に事業者が実際に建設した5基の既設風力発電施設における事後調査が不十分であり、この調査結果から、既設風力発電施設における環境影響が軽微であると予測及び評価することは出来ないと判断される。このような経緯を踏まえると、今回同一区域に、25基の風力発電施設を設置することについて、「本事業の実施による動物への影響は全般的に軽微である」と予測及び評価するには根拠が不十分であると言わ

ざるを得ない。

したがって、追加調査及び既存資料等の調査結果も含めて、再度予測及び評価を実施し、採餌や休息等の利用状況、鳥類が飛翔しやすい地形等、生息する鳥類の生態的特徴を踏まえて、鳥類への影響を最小限にすべく、風力発電施設の設置を避けるべき場所等を検討すること。また、その検討結果を踏まえて、風力発電施設の配置や設置基数の削減等について再度検討し評価書に記載すること。

#### (4) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

本地域においては、渡り鳥や希少な猛禽類が確認されており、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。

また、事後調査の実施手法及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡及び死亡・傷病個体の搬送並びに関係機関による原因分析への協力を行うとともに、広く情報を共有することで、より良い風力発電施設の在り方について、事業者を含めた関係者が検討できるよう努めること。

#### 6. 事後調査結果の公表について

事後調査の結果を公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果を公表すること。